

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時：令和3年5月13日（木） 11：00～12：00

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室 ※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、真田安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 放射線管理部 次長 他2名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

から、令和2年8月7日付けで申請のあった大洗研究所における核燃料物質使用変更許可申請書に関連し、大洗研究所の線量評価で使用している気象条件について資料に基づき、以下の説明を受けた。

○大洗研究所内の使用許可申請における線量評価において、資料のとおり、許可申請書の共通編及び施設編で統一された気象データが用いられていない状況。具体的には、線量評価において、最新の観測期間とそれ以前の古い観測期間の気象データが混在している状況。

○さらに、大洗研究所内の許可間（使用許可、廃棄物管理、原子炉設置許可）においても、統一された気象データが用いられていない状況。

○原子力機構としては、現状の気象データも妥当なものであるが、大洗研究所内での統一が理想的であると考えている。このため、線量評価に用いる気象データについては、変更許可申請のタイミングで、順次統一を図っていきたいと考えている。

(2) 原子力機構からの説明に対して規制庁から、以下のように伝えた。

○気象データの更新について、変更許可申請のタイミングで順次行うという方針は了解した。最新の気象データを反映し、線量評価の更新を図ることは必要と考える。これらの更新作業については、使用変更許可申請のタイミングを踏まえて、計画的に進めていただきたい。

(3) これに対し、原子力機構 安全・核セキュリティ統括部から、以下の回答があった。

○原子力機構としても、許可間で共通するデータの使用や評価に係る整合性について、どのように横並びを図り、許可申請に反映させていくかは、原子力機構全体の重要な課題と考えている。本件については、原子力機構の関係拠点に周知・共有を図っていく。

6. 資料

- ・大洗研究所の安全評価で使用している気象条件について

以上